

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
 大阪オフィス tel 06-6316-8858
 神戸オフィス tel 078-371-5120

メタボ予防で
いきいき健康生活

平成20年4月から

特定健康診査・特定保健指導が始まります!

特定健康診査とは?

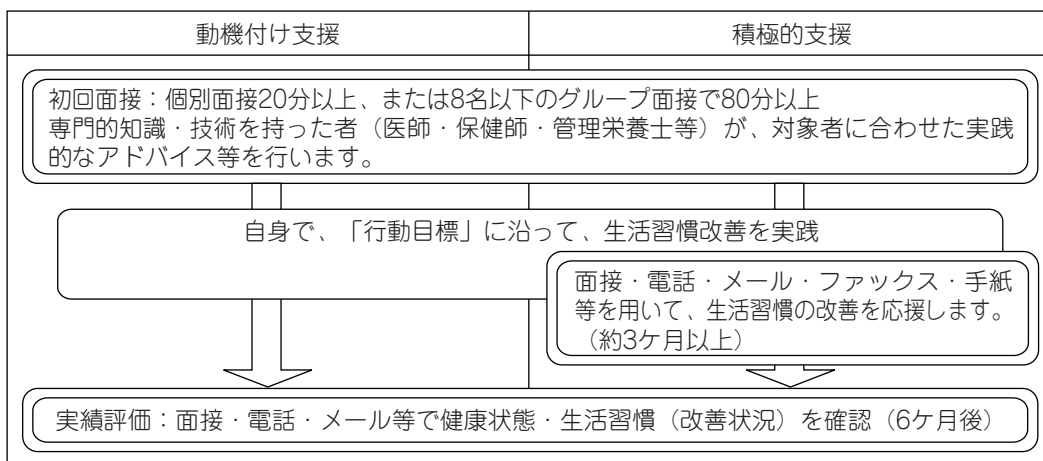
特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、以下の項目を実施します。

基本的な項目	○質問票（服薬歴、喫煙歴等） ○身体計測（身長、体重、BMI、腹囲） ○血圧測定 ○理学的検査（身体診察） ○検尿（尿糖、尿蛋白） ○血液検査 ・脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ・血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c） ・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）
詳細な健診の項目	※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施 ○心電図 ○眼底検査 ○貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）

特定保健指導とは?

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをします。

特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援があります。（よりリスクが高い方が積極的支援）



特定健康診査は、毎年度4月1日現在で医療保険に加入している40～74歳が対象で、各医療保険者（健保、政管健保、船保、共済、国保）が被保険者と被扶養者に対し実施することになっています。対象者には医療保険者より受診案内が届けられます。

●Q&Aはこちらでご覧いただけます。（出所：厚生労働省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/pdf/info02_66.pdf